

あさひ保育園

令和7年度 入園のご案内



朝日村 教育委員会 あさひ保育園

〒390-1104 朝日村大字古見 1274-1

電話 0263-99-2362

FAX 0263-99-2088



4 入園の要件（保育を必要とする理由）

入園するには、次のいずれかに該当していることが要件となります。

主な入園要件（保育を必要とする理由）	
○家庭外労働	保護者が居宅外で1か月あたり <u>48時間以上</u> 就労している。
○家庭内労働	保護者が居宅内児童と離れて日常の家事以外の仕事を1か月あたり <u>48時間以上</u> 就労している。
○妊娠・出産	母親が妊娠中、あるいは出産後間もない。
○保護者の疾病・負傷	保護者が病気やけがをしている。あるいは障害がある。
○同居家族の介護・看護	同居している親族を常時看護、あるいは介護している。
○災害復旧	災害の復旧にあたっている。
○求職活動	日中、求職活動を継続的に行っている。 <u>（3カ月以内に就業することを目的とする）</u>
○就学、技能習得	日中、就学や技能習得で学校などに通う。（通信教育等は除く。）
○その他	その他上記以外の特別な事情により保育できない。 ・育児休業を取得したが、在園中の児童がいて保育の利用が引き続き必要だと認められる。 ・虐待やDVのおそれがある。等

※上記の入園要件に該当しており、下記の利用認定区分が「2号認定」または「3号認定」と認定された場合、あさひ保育園の入園承諾の選考を行います。

利用認定の3つの区分

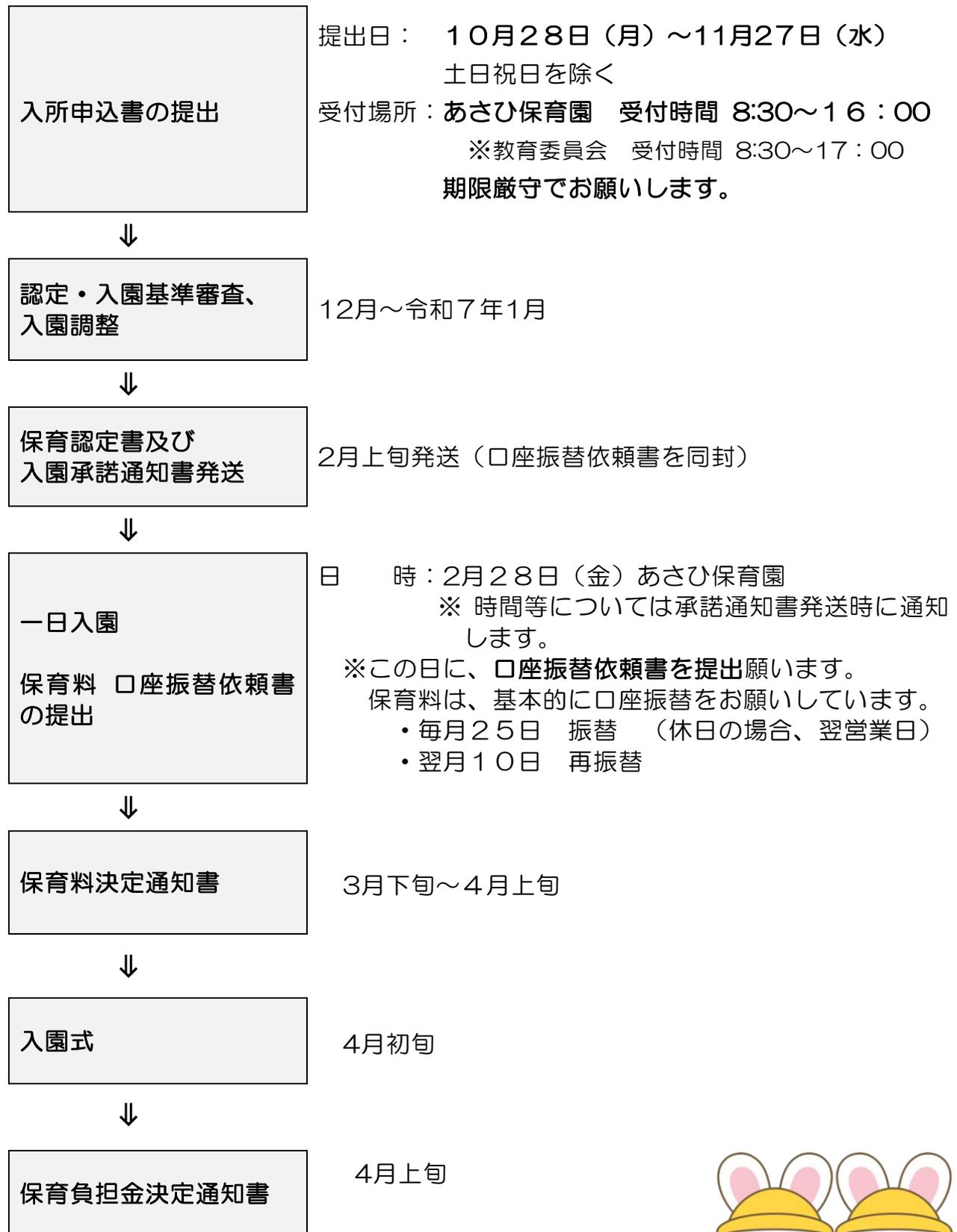
（基準年齢：4月2日時点の年齢）

認定区分	対象者 等	主な利用先
1号認定	3歳以上児で、教育を希望する方	保育を必要とする理由に該当しない場合、幼稚園、(認定こども園)に入所。 ※朝日村には幼稚園がないため 保育園に入所可能
2号認定	3歳以上児で、「保育の必要な理由」に該当し、保育所での保育を希望される方	保育園、(認定こども園)
3号認定	3歳未満児で、「保育の必要な理由」に該当し、保育所での保育を希望される方	保育園、(認定こども園)、家庭的保育等





申込書等提出と入園までの流れ



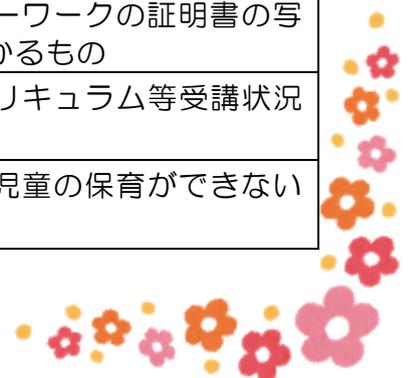
保育園に入園申込書に必要な書類

□支給認定申請書兼入園申込書

□（様式1）保育の利用を必要とする証明書

□該当の要件によっては、その要件となる事項が分かるもの、または証明書等

入園できる要件	添付書類等
家庭外労働 父母（祖父母）が昼間家庭外で仕事をしている	就業証明書 <事業主の方> 農業・自営業など 事業主の証明を受ける。 <給与所得者> 事業主の証明を受ける。 <パートタイム> 事業主の証明を受ける。 <育児休業が終了して復職> 事業主の証明を受ける。
家庭内労働 保護者が昼間家庭で家事以外の仕事をしている。 ※月に48時間以上の就労。	事業主の証明を受ける。
妊娠・出産 産前3ヶ月、産後6ヶ月	母子健康手帳（写） …出産予定日のわかるもの
保護者の病気・負傷等 病人等の看護 同居の家族に看護が必要な病人がいる	<病 気> （様式2）診断書 医師の診断書または証明書 <障害者> （様式2）診断書 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳または 介護認定結果通知書の写し
災害復旧	罹災証明書等
求職活動（起業準備を含む）	求職に関する申立書 雇用保険支払い証明書またはハローワークの証明書の写し等…求職活動していることが分かるもの
就学（職業訓練校等を含む）	学生証（在学証明書）の写し及びカリキュラム等受講状況のわかるもの
その他	虐待やDVのおそれがある等、児童の保育ができない状態にあると認められた場合。

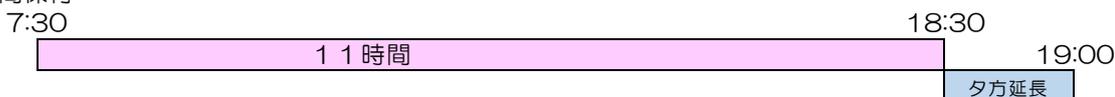


特別保育事業

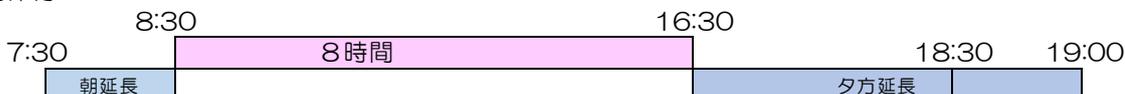


保育時間

標準時間保育



短時間保育



土曜保育



【延長保育事業】

保護者の認定利用時間を超える場合、予め月単位での申請が必要です。

朝日村保育所延長保育実施要綱

保育短時間（8時間保育認定 8:30～16:30）と認定を受けた方

平日	7:30～	16:30～			
延長保育時間	8:30	17:30	18:00	18:30	19:00
土曜日	12:30～				
延長保育時間	—	13:30	14:00	14:30	15:00
月額延長保育料	2,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円

【注1】保育料：土曜日利用12:30までは月額保育料に含まれます

12:30～15:00は月額保育料に月額延長保育料が加算されます

15:00～16:30は緊急延長保育となります。100円/30分

保育標準時間（11時間保育認定 7:30～18:30）と認定を受けた方

平日	7:30～	16:30～			
延長保育時間	8:30	17:30	18:00	18:30	19:00
月額延長保育料	—	—	—	—	1,000円
土曜日	12:30～				
延長保育時間	—	13:30	14:00	14:30	16:30
延長保育料	—	—	—	—	100円/30分

【緊急延長保育事業】 ※延長保育実施時間内で必要と認められる時間

緊急に認定保育時間、または延長保育申請利用時間帯を超える場合。要申込。

○実施時間 月～金 朝 7:30～8:30、夕 16:30～19:00の時間帯に限る。

土 12:30～16:30の時間帯の利用に限る。

○利用料 100円/30分

※土曜保育の利用と緊急延長保育利用料

【例】平日の夕16:30～17:30に延長保育の利用申請をしている方が土曜日15:00まで利用した場合、土曜日13:30までは月額の延長保育料に含まれるため、13:30～15:00（1時間30分）の利用料をいただきます。この場合利用料は300円となり、月4回利用した場合は1,200円です。

【特別支援保育事業】

家庭と保育園、行政、関係機関と連携し、お子さんの育ちを支援します。

【一時的保育事業】

未就園児で保護者が都合により保育できない場合に一時的に預かる。要申込。

○利用料 1歳以上3歳未満児 400円/1h

3歳以上児 200円/1h

令和7年度 あさひ保育園 保育料(保育利用者負担)基準表

保育料は、生計同一の父母の市町村民税合算額とし、それ以外の扶養義務者(家計の主宰者)がいるときはその分も合算されます。市町村民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除等)は適用されません。

階層区分は、4月から8月は前年度分の市町村民税額、9月から翌年3月は当年度分の市町村民税額により決定します。(年度の途中で保育料が増減することがあります。)

児童の年齢は、4月1日現在の児童の年齢で算出します。

別表第1(第3条関係)

保育利用者負担基準額表(法第19条第2号及び第3号)

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		利用者負担基準額(月額) (単位:円)				
		3歳未満児		3歳以上児		
階層区分	定義	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
第1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	0	0	
第2	市町村民税非課税世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	上記のうち、ひとり親世帯等	0	0	0	0	
第3	第1階層及び第2階層を除き、市町村民税の区分が次の区分に該当する世帯	所得割額 48,600 円未満	15,500 (7,750)	11,500 (5,750)	0 (0)	0 (0)
第4		所得割額 48,600 円以上 97,000 円未満	25,100 (12,550)	19,100 (9,550)	0 (0)	0 (0)
第5		所得割額 97,000 円以上 169,000 円未満	33,900 (16,950)	27,900 (13,950)	0 (0)	0 (0)
第6		所得割額 169,000 円以上 301,000 円未満	43,100 (21,550)	37,100 (18,550)	0 (0)	0 (0)
第7		所得割額 301,000 円以上	47,300 (23,650)	41,300 (20,650)	0 (0)	0 (0)

保育利用者負担基準額表(法第19条第1号(特別利用保育))

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		利用者負担基準額(月額) (単位:円)
階層区分	定義	3歳以上児
第1	生活保護世帯	0
第2	市町村民税非課税世帯(均等割のみ課税世帯含む)	0
	上記のうち、ひとり親世帯等	0
第3	市町村民税所得割額 77,100 円以下	0
第4	市町村民税所得割額 211,200 円以下	0
第5	市町村民税所得割額 211,201 円以上	0

備考

- 1 市町村民税所得割額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除等)は適用されない。
- 2 階層区分は、4月から8月は前年度分の市町村民税所得割額、9月から翌年3月は当年度分の市町村民税所得割額により決定する。
- 3 児童の年齢は、当該児童の保育を実施した年度の初日における年齢によるものとする。
- 4 ひとり親世帯等とは、次に掲げる世帯をいう。
 - (1)「ひとり親世帯」…母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のいない女子及び配偶者のいない男子で現に児童を扶養している者の世帯
 - (2)「在宅障害児(者)のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。
 - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の二第3号に規定する精神通院医療を受けている者
 - ウ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - (3)「その他の世帯」…生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると村長が認められた世帯
- 5 保護者と生計が同一の監護関係にある子どもが2人以上いる世帯においては、年齢の高い順に人数を数え、第2子の児童については()内の利用者負担基準額を適用し、また、第3子以降の児童の利用者負担の額は0円とする。
- 6 備考5の規定にかかわらず、ひとり親世帯等で市町村民税所得割額 77,100 円以下の世帯かつ、保護者と生計が同一の監護関係にある子どもが2人以上いる世帯においては、年齢の高い順に人数を数え、第1子の利用者負担額を2歳未満の子どもにおいては標準時間 6,800 円、短時間 4,800 円とし、第2子以降は0円とする。
- 7 備考5の規定にかかわらず、市町村民税所得割額 57,700 円未満の世帯においては、年齢の高い順に人数を数え、第1子は()内の利用者負担基準額を適用し、第2子以降は0円とする。
- 8 備考5、備考6及び備考7の規定にかかわらず2歳児の利用者負担基準額は0円とする。



保育理念

- 子どもの人権を大切にし、気持ちに寄り添った保育を大切にします。
- 子ども、保護者、地域の方にとって安心できる保育園を目指します。
- 個々が持っている可能性を大切にし、お互い認め合える保育を目指します。

園目標

- 地域の中で明るくたくましく育つ子ども
- あいさつ、返事のできる子ども
- 体を十分動かし、健康で元気にあそぶ子ども
- 楽しい食事を通して心身ともに健康な子ども
- 優しく思いやりのある子ども
- イメージを豊かに表現できる子ども
- 自分の事は自分でする子ども
- 我慢する心が育ち、良いこと悪いことの区別がつく子ども

保育方針

- 子どもとの信頼関係を大切にし、一人一人が安心して自分を出し楽しく保育園の生活が送れるようにする。
- 保護者、未就園児、世代間、保小との交流を通し地域との連携、地域のニーズを大切にした保育をしていく。
- 個々の発達を踏まえた環境や保育内容の充実を心がけ、心身ともに健康で豊かな感性を培っていく。

